

## 養護老人ホーム若草苑運営規程

### (施設の目的)

第1条 社会福祉法人恩賜財団愛知県同胞援護会が開設する養護老人ホーム若草苑（以下「施設」という。）は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）に基づき、環境上の理由及び経済的理由により、居宅において養護を受けることが困難な者を入苑させて養護するとともに、その者が自立した日常生活を営み、社会参加活動に参加するために必要な指導及び訓練その他の援助することを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 施設は、利用者の処遇に関する計画（以下「処遇計画」という。）に基づき、社会復帰の促進及び自立のために必要な指導並びに訓練その他の援助を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように努めるものとする。

2 施設は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って処遇を行うように努めるものとする。

3 施設は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切な処遇に努めるとともに、市町村、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

### (施設の名称等)

第3条 施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 養護老人ホーム若草苑
- (2) 所在地 豊田市若草町2丁目16番地2

### (従業者の職種、従業者数及び職務の内容)

第4条 施設に勤務する従業者の職種、従業者数及び職務の内容は、別表1のとおりとする。

### (利用定員)

第5条 施設の利用定員は、50名とする。

### (処遇の内容)

第6条 処遇の内容は次のとおりとする。

- (1) 食事
- (2) 居宅サービス等の利用支援
- (3) 生活相談
- (4) 健康管理

(緊急時等における対応方法)

第7条 従業者は、利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに嘱託医師又はあらかじめ定めた協力医療機関に連絡するなどの措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

(サービスに当たっての留意事項)

第8条 従業者は、利用者に対して従業者の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。

2 従業者は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

- (1) 気分が悪くなったときは速やかに申し出る。
- (2) 入所生活の規則を守り、他の迷惑にならないようにする。
- (3) 共有の施設・設備は、他の迷惑にならないよう利用する。

(非常災害対策)

第9条 施設は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出訓練を行う。

(その他運営についての留意事項)

第10条 施設は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、事業体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用時
- (2) 継続研修 年2回

2 従業者は、業務上知り得た利用者又は家族等の個人情報を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族等の個人情報を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの個人情報を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人恩賜財団愛知県同胞援護会と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

別表 1

職名	職務の内容	従業者数	常勤	非常勤
施設長	会長の命を受け、施設の業務を統括し、職員を指導監督する。	(1)	(1)	
医師	利用者の健康管理及び療養上の指導をする。	1		1
主任生活相談員	生活相談員の業務のほか、入苑に際しての調整及び生活相談員に対する技術指導等の内容管理をする。	1	1	
生活相談員	処遇計画の作成と調整、苦情や事故等に関すること及び居宅サービス等の利用を支援する。	1	1	
支援員	利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営めるよう支援する。	4	4	
看護職員	医師及び協力医療機関等と連携し、保健衛生等の業務を行う。	1	1	
栄養士	献立表の作成、栄養量の計算、給食記録、その他食事に関する業務を行う。	(1)	(1)	
事務員	経理・労務・共済事務並びに施設庶務を行う。	1	1	

※ 兼務者は、( ) 書きで別掲。